

公開

平成29年度  
東京都信用保証補助審査会

平成30年2月13日（火曜日）

東京都産業労働局

## 平成29年度東京都信用保証補助審査会

### 1 日時及び場所

平成30年2月13日（火曜日） 13時30分～15時17分

東京都庁第一本庁舎42階特別会議室A

### 2 出欠

出席 高橋功会長 佐藤智香委員

佐藤文典委員 谷村孝彦委員

とくとめ道信委員 服部津貴子委員

舟坂ちかお委員 保坂政彦委員

増田一郎委員 本橋ひろたか委員

欠席 なし

### 3 会議次第

1 開会

2 挨拶 東京都産業労働局長 藤田裕司

3 審査 「東京信用保証協会の保証債務履行損失補助に係る平成29年度補助金の使途について」

4 答申

5 閉会

午後 1時30分開会

○河村金融課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度東京都信用保証補助審査会を開催させていただきます。

委員の方におかれましては、本日はお忙しいところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、はじめに委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の総括資料の1ページが委員名簿になってございますので、ごらんください。

まず、本審査会の高橋功会長でございます。

○高橋会長 どうぞよろしくお願いいたします。

○河村金融課長 会長につきましては、既に前年の審査会のほうで選任されてございます。

続いて、委員の方々を五十音順にご紹介させていただきます。

佐藤智香委員でございます。

○佐藤（智）委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○河村金融課長 佐藤文典委員でございます。

○佐藤（文）委員 佐藤文典です。よろしくお願いいたします。

○河村金融課長 谷村孝彦委員でございます。

○谷村委員 谷村孝彦でございます。よろしくお願いいたします。

○河村金融課長 とくとめ道信委員でございます。

○とくとめ委員 とくとめ道信でございます。よろしくお願いいたします。

○河村金融課長 服部津貴子委員でございます。

○服部委員 服部津貴子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河村金融課長 舟坂ちかお委員でございます。

○舟坂委員 舟坂です。よろしくお願いいたします。

○河村金融課長 保坂政彦委員でございます。

○保坂委員 保坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河村金融課長 増田一郎委員でございます。

○増田委員 増田でございます。よろしくお願いいたします。

○河村金融課長 本橋ひろたか委員でございます。

○本橋委員 本橋ひろたかと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本審査会の事務局を務めます東京都産業労働局でございますが、産

業労働局長の藤田でございます。

○藤田産業労働局長 藤田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○河村金融課長 金融部長の加藤でございます。

○加藤金融部長 加藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○河村金融課長 融資制度・債権管理担当課長の西田でございます。

○西田融資制度・債権管理担当課長 西田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○河村金融課長 申し遅れましたが、私、本日の司会進行を担当させていただきます金融課長の河村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、本審査会の定足数でございますが、総括資料の2ページでございます東京都信用保証補助審査会条例第7条第1項の規定により、定足数は委員の半数以上となっております。本日は委員10名中10名にご出席していただいておりますので、本審査会は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、本審査会の公開の範囲につきましてご説明申し上げます。

本審査会における債務者別説明及びこれに関わる質疑応答部分につきまして、事業主等に係る個人情報や個人企業の事業に関する情報を含むため、総括資料の3ページでございます東京都信用保証補助審査会運営要綱の第3の規定に基づき、非公開とし、それ以外については公開といたします。

また、議事録及び資料につきましても同様の扱いといたします。

なお、議事録の正確性を期すため速記を入れてございますので、ご了承願ひます。

続きまして、資料の確認のほうをさせていただきます。

席上には、会議次第、東京都知事からの諮問文の写し、総括資料を配付させていただいております。特に不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、マイクはお手元でございます右側のボタンを押していただきますとオンになります。もう一度押していただきますとオフになります。お手数ですが、ボタンを押してからご発言をいただくようお願いいたします。

それでは、これから先の進行につきましては、高橋会長のほうにお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋会長 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところありがとうございます。

東京都中小企業団体中央会の副会長を務めております高橋でございます。

前回の審査会で会長にご指名をいただいておりますので、今任期中は引き続き会長を務めさ

せていただきます。

私ども東京中央会は、中小企業の振興発展を図るために、中小企業の事業協同組合など組織化を推進いたしまして、企業間、また組織間の連携を強固なものとしながら、中小企業の支援をしている団体でございます。中小企業運営の一端を見ることができるこの審査会は、私どもにとりましても大変重要な意味合いがあると認識しているところでございます。

委員の皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、誠心誠意、審査会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、委員の先生方には補助金の使途につきまして、公正妥当を期するために、中小企業金融の円滑化に、制度融資が果たしている役割を踏まえつつ、慎重なご審査をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

着席をして、進めさせていただきます。

まず、会長代理と議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。東京都信用保証補助審査会条例第5条の規定によりまして、あらかじめ会長代理を指名することとなっております。この件につきましては東京における中核的な中小企業の支援機関である東京都中小企業振興公社の専務理事、また中小企業の経営に造詣が深い、保坂委員をご指名申し上げたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

また、同審査会運営要綱第4の規定に従いまして、議事録には会長及び会長の指名する委員が署名することとなっております。これにつきましても保坂委員にあわせてお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、お手元の東京都知事からの諮問文をごらんいただきたいと思います。

本日の審査会は、東京都信用保証補助審査会条例第2条の規定に基づきまして、東京信用保証協会に対し、都が交付する補助金の使途につきましてご審査をいただくものでございます。

それでは、会の趣旨を含めまして、審査に入る前に、藤田産業労働局長からご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○藤田産業労働局長 産業労働局長の藤田でございます。

本年度の東京都信用保証補助審査会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、本審査会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、会長を初めといたしまして、各委員の皆様方には日ごろから東京都の産業労働行政に対しまして、格別のご理解、ご支援を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本審査会でございますけれども、東京信用保証協会が行いました金融機関への代位弁済に対しまして、平成29年度に東京都が交付を予定しております補助金につきましてご審査をいただくものでございます。

具体的な内容につきましては、後ほど詳細にご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

ご案内のとおり東京信用保証協会は、制度融資におきまして、信用保証を行うことを通じて都内中小企業の健全かつ円滑な金融環境の実現を図っているところでございます。本補助制度は東京信用保証協会の積極的な保証を促し、中小企業金融の更なる円滑化を図るための支援として大変重要な役割を果たしているものでございます。

さて、国におきましては、昨年6月に、本補助制度の基盤でございます信用補完制度の見直しを内容といたします中小企業信用保険法等の一部を改正する法律が成立いたしまして、本年4月に施行される予定となっております。

この今回の見直しは平成19年に責任共有制度が導入されて以来の大きな見直しとなっているところでございます。

具体的に申し上げますと、中小企業のライフステージに応じたきめ細かな資金繰り支援として創業や小規模事業者向けの保証制度の限度額を拡充することのほか、危機時への対応といたしまして、大規模な経済危機や災害等に際して迅速に発動できる新たな保証制度を創設することなど中小企業の経営改善等に一層つながる仕組みを構築する内容でございます。

東京都といたしましては、この信用補完制度の見直しを踏まえまして、中小企業の新たな事業展開と経営基盤強化の両面から多様な資金需要に適切に対応できるよう融資メニューの拡充を図ってまいります。

都では、本制度融資のほかにも、地域の金融機関と連携いたしました「新保証付融資制度」や中小企業が持つさまざまな事業用資産を担保といたしまして資金を借り入れることが可能な「動産・債権担保融資制度」、また経営と資金の両面から地域に根差した創業を後押しいたします「女性・若者・シニア創業サポート事業」、今年度から開始いたしました「クラウドファンディングを活用した資金調達支援」など独自の金融支援にもあわせて取り組んでいるところでございます。

各委員の皆様方におかれましては、さまざまな見地から忌憚のないご意見を賜りましてご審査いただきますようお願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いたします。

○高橋会長 局長、ありがとうございました。

それでは、これから審査に入りたいと思います。

まず、本日の総括的な事項につきまして、加藤金融部長から説明がございますので、お願いいたします。

○加藤金融部長 改めまして金融部長の加藤でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、日頃より東京都の金融施策に対しまして、格別のご指導、ご協力を賜っておりまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

私からは制度の概要や本日の審査につきまして、総括的にご説明をさせていただきます。

少しお時間をいただきますので、ここからは着座で失礼させていただきます。

まず、東京都の中小企業者向け制度融資は東京都と東京信用保証協会及び指定金融機関の3者協調の上に成り立っておりまして、信用力の弱い都内中小企業の信用力を補完し、売上減少等に直面する中小企業に対する金融機関からの資金の流れを円滑にするというセーフティネットとしての極めて重要な役割を担っております。

景気が緩やかな回復基調にある中においても、都内中小企業の資金繰りD Iはマイナスで推移しており、依然として厳しい経営状況に置かれております。

この保証制度を使いまして、借り入れをした中小企業者が、経営改善等に取り組みながらも個別の経営事情によりその債務の全部または一部の返済ができなくなった場合など、一定の免責事項に該当するものを除き、保証協会は中小企業者に代わって金融機関に債務を弁済することになっております。

保証協会が、代位弁済しました金額の一部につきまして、都は保証協会の積極的な保証を促すための支援といたしまして、保証協会との損失補助契約に基づき補助金を交付することとしております。

本日の審査会におきましては、平成29年度に東京信用保証協会に対し都が交付を予定しておりますこの保証債務履行補助金の妥当性についてのご審査をお願いいたしますのでございます。それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、総括資料の4ページ、東京信用保証協会事業概況表をごらんいただきたいと思います。

こちらは保証協会が行っております保証申込み、保証承諾、保証債務残高、代位弁済、回収について平成20年度から10年間の推移を示したものでございます。

まず、表頭の左から3番目の「保証承諾」でございますが、リーマン・ショックのあった平

成20年度には緊急保証制度の利用が大きく伸びたことから3兆円を超えましたが、その後、減少に転じ、ここ数年は1兆1千億円程度で推移しております。

なお、保証協会においては、個々の保証協会につきまして事業の概況、財務諸表の分析、資金使途の妥当性、返済の見通し等の主に返済能力の審査にとどまらず、経営者の事業への取り組み姿勢や経営能力などの経営者の人物の把握にも努め、その事業者の総合的信用力に重点を置いて保証承諾しております。

次に、2つ右側の「代位弁済」につきましては、「中小企業金融円滑化法」が施行された平成21年度をピークに減少傾向となっております。金融円滑化法は平成25年3月で終了しましたが、国が金融機関に引き続き貸付条件の変更等に努めることを要請したことや、景気が緩やかながらも回復基調にあることなどから減少傾向が続いております。

一番右側の欄「回収」でございますが、保証協会は金融機関への代位弁済後、中小企業者からの回収業務を行っております。

代位弁済自体が減少しておりますことなどから、こちらも減少傾向でございます。

次に、5ページをお開きください。

保証債務履行補助事業のスキームにつきましてご説明いたします。

本スキームは補助金交付の時期の違いにより償却時に補助を行う方式と代位弁済時に補助を行う方式の2つがございます。

今年度は償却時に補助を行うものが全体の99.7%を占めておりますので、この場では左側の図を用いてご説明いたします。

中小企業者が返済不能となるなどの事故発生後、保証協会が金融機関に代位弁済し、保証協会は中小企業者に対する求償権を取得いたします。その一部は日本政策金融公庫の信用保険から保険金として受け取ります。

保証協会は、中小企業者に対して督促、回収を続けますが、債務者が破産や民事再生など法的手続を実施した場合、死亡、失踪等により回収不能の場合、保証債務の履行後5年が経過した場合などに求償権を償却いたします。

これを受けまして都は、公庫からの保険金で補てんされなかった部分につきまして補助金を交付いたします。全国の多くの自治体は代位弁済時に補助しておりますが、都におきましては公金支出の抑制を図るため、保証協会に回収努力を求め、求償権の償却時に補助をしております。

なお、下段欄外※にございますとおり、保証協会は、補助金受領後に回収金が生じた場合に



は都と日本政策金融公庫に対してその負担割合に応じた額を返納することとなっております。

次に、6ページ「平成29年度保証債務履行補助 補助金交付申請状況表」をごらんください。

本日の審査に係る補助金交付申請の件数、金額についてまとめたものでございます。

表頭左から2番目「代位弁済」から隣の、代位弁済後に保証協会が回収した「回収金額」を控除したものが、「求償権残高」になります。この「求償権残高」から、その隣の日本政策金融公庫から補てんされる「保険金等」を差し引いたものが一番右の「平成29年度補助金交付申請」となります。総額は、右下にありますように、6,018件、62億8,965万8,000円でございます。今回はこの補助金の使途についてご審査いただきます。

次に、7ページ、「平成29年度補助金対象案件の調査状況」をごらんください。

本審査会に先立って、補助対象案件について都及び専門家による調査をしておりますので、その調査状況についてご説明いたします。本年度は、3,174債務者、6,018件、62億8,965万8,000円が補助対象となります。

これからご説明いたします調査の方法につきましては、これまでの当審査会委員の皆様からのご意見に基づき、また、外部専門家の意見も参考にしながら実施してきたものでございます。

まず、①「東京都による調査」ですが、平成29年度に対象となる全ての案件について、東京都において補助金交付の対象として適合するか、不正や法令違反がないか、昨年5月下旬から今年1月にかけて調査いたしました。

具体的には補助の対象となっている制度融資か、保証協会が信用保証協会法に基づき作成している業務方法書にしたがい債務の保証をしているか、日本政策金融公庫の保険金の補てんがあるか、補助金の金額算定が適正かなどについて、6,018件、全ての案件を調査いたしました。

また、案件に応じて、保証時の中小企業の財務状況や資金使途、代位弁済時の事故原因、代位弁済後の担保処分、資産状況、連帯保証人の現状や相続状況など、保証から代位弁済に至るまでの状況及び求償権の管理状況についても調査することで不正や法令違反の有無とともに、担保や連帯保証人からの回収可能性を精査し、損失額が適正かどうか見極めております。

次に②「専門家による調査」ですが、東京都による調査を踏まえ、本補助金の使途につき調査の専門性及び客観性を期するため、弁護士会や公認会計士協会からご推薦いただいた、中小企業金融に精通した弁護士や公認会計士の方々により、昨年8月下旬から今年1月にかけて、4人体制で調査を実施いたしました。

まず、調査対象ですが、保証直後に代位弁済されていることや補助金額が高額であることなどの一定の基準に該当するもの及び無作為に抽出した案件を合わせた85債務者、357件を選定い

たしました。

次に、調査方法ですが、専門家の方々はず提出された資料に基づく書面調査を行い、この中で疑問点や確認を要する点があるものについて、保証協会に対し文書による照会を行い、回答を求めました。

この書面調査の結果を踏まえ、さらに詳細に聞き取る必要があるとされた案件につきましては、保証協会の保証、管理、整理の各部門の実務責任者に対する対面調査を実施いたしました。

調査の内容としましては、保証の経緯、債務者及び連帯保証人の調査、求償権の管理、代位弁済後の状況などについて、不正や法令違反がないことを確認するものでございまして、具体的には、資金使途に疑問点がないか、後向きな融資となっていないか、事業計画等返済見込みがあるか、事故原因に不審な点がないか、担保価値と回収金額に差がないか等でございます。

下段、③「審査会」ですが、本日ご説明させていただく個別の債務者の事例については、専門家による調査が行われたもののうち、補助金の使途の公正性妥当性を審査いただく観点から、特に委員の皆様にご説明しておくべき案件として専門家が選定した26債務者117件でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、総括的な説明を終了させていただきます。

委員の皆様には、平成29年度の補助金の使途についてご審査の上、ご答申をいただきたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○高橋会長 総括的な事項につきまして、加藤部長からご説明をいただきました。

ありがとうございました。

審査の枠組みにつきましては、ただいま事務局より説明のありました内容で審査を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○高橋会長 それでは、続けて債務者別の説明に入らせていただきます。

東京都信用保証補助審査会運営要綱第2の規定には、会長が必要と認めるときには、委員以外の者の出席を依頼し、説明を行うよう求めることができます。これから事務局が説明する内容は保証協会の実務に関わる内容が含まれておりますので、東京信用保証協会の役員に出席いただきまして、必要に応じて説明を求めたいと考えております。保証協会の役員、幹部の皆さん、よろしくお願いいたします。

また、先ほど、事務局から説明がありましたとおり、債務者別説明及びこれに関わる質疑応答につきましては、事業主等に係る個人情報や個別企業の事業に関する情報を含んでおります。このためこれからの会議は非公開といたしますので、傍聴の方、恐縮ですが、室外のほうにお

願いたします。

(債務者別の説明のため非公開)

○高橋会長 ここまで審査を進めてまいりましたが、本日の審査会の結論となります。

平成29年度の答申につきましてお諮りいたします。

平成30年2月2日付で東京都知事から諮問のございました東京信用保証協会の保証債務履行に対し都が交付する補助金の使途につきましては、当審査会として妥当と認めるといふ答申にいたしたいと思っておりますが、ご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、そのように答申をすることに決定いたします。

答申文につきましては、会長である私にご一任をいただきまして、産業労働局金融部を通じまして、速やかに知事に答申を提出いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 ありがとうございます。

委員の皆さん方には長時間ご審議をいただきましてまことにありがとうございます。

以上をもちまして、本日の審査会を終了させていただきます。

○佐藤(文)委員 1つよろしいですか。

私、東京都商工会連合会副会長の佐藤でございます。

先ほど、冒頭に会長がお話しされたように、私ども商工会連合会というのは東京都内にあります商工会、27の商工会を束ねる組織でございます。会員の多くは中小、小規模の事業者でございます。今回ご審査いただいた信用保証などにかかる融資を多くの会員が受けております。そういった中で、今回のような事故の案件がたくさん出ていることに大変心を痛めるわけですが、その影ではその何倍もの事業者が信用保証制度によって事業継続ができたり、また前向きな設備投資などを含めて事業発展をすることができているというのも大きな事実でございます。

したがって、そういった今回はマイナスの部分がこの場で取り上げられていますけれども、その裏では大変多くの事業者がこの制度の恩恵を受けて、事業が継続できているということに対して、私どもからはこの制度の運用に対して感謝申し上げたいと思っております。

引き続き本制度を含めいろいろな面でのご支援をいただいておりますけれども、引き続き中

小、小規模事業者が夢と希望をもって事業継続ができるようにご支援いただきたいとこの場をお借りしてお願いさせていただきます。どうもありがとうございました。

○高橋会長 ただいまの佐藤委員からのご意見は事務局のほうでもお聞きいただいておりますので、今後の事業執行に十分に参考にさせていただければと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

○舟坂委員 舟坂ちかおです。

審査内容とは直接結びつくというわけではないですが、今一つのお話、ご提案をいただきましたので、私のほうからも一言発言をさせていただきたいと思います。

今、発言にございましたように、一部の方が破産に至ってしまったということは確かですが、保証協会を命綱のようにして頼りにしているという企業はたくさんあるわけです。ましてや2月半ばになりますと、私たちが多数の新年会、顔出しをさせていただきながら、いろいろな団体の方、商業関係、工業関係、そしてそこに一緒に出てくる金融機関の方、やはり金融機関の皆さんも商店街づくりや企業、またはまちづくりのために自分たちが何ができるかということで、真剣に考えながら融資をしているんだなということにも町場を回りながらも実感しております。

それから、お金を借りなければいけない皆さんたちも簡単に言えば好き好んでお金を借りるわけではなくて、事業をどうやって成り立たせるためにはどうするのかという中での判断なわけですから、大変に保証協会としては考えるところがたくさんあるんだろうなと思いますが、一層また地域の底力としてお支えいただけると、そのような願いを込めまして審議の後でございますが、あえて発言させていただきました。よろしく願いいたします。

○高橋会長 ご意見ということで。

○とくとめ委員 とくとめ道信でございます。

初めてこういう詳しいご報告を聞いて、信用保証協会の仕事の公平性なり、有効性を大変実感することになりました。信用保証協会のホームページに平成30年1月付けで第23回の中小企業アンケートが出ていまして、その98%の人がこの信用保証協会の活動の有効性に信頼を置いているわけです。

ところが一方でこの協会や支援機関等に相談したい項目の中に、販路の拡大とか財務改善というのがあわせて25%くらいあるわけです。このアンケートというのはそういうお金の貸し借り以上に自分たちの営業改善とか、そういうことを求めている方々に何らかのお役に立つような仕事をしようという意図があるのか。あるいは、これから検討して、他の機関にそういう業

者の皆さん方が借りたお金を返せるような営業の改善のためにさらに大きな力を貸していく、そういう意図でされているのか、ちょっとそこら辺のアンケートの結果は非常に大事な中身を教えているなど。せつかく頼りにされている中身を本当に活かして、大事なお金がきちんと返済されていけるようにするには、ここに要望があるような営業の改善とか販路の拡大とか、財務改善などに知恵を授けるようなことも大事じゃないかなという感想を持ちました。以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見として受けていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の審査会を終了させていただきます。

長時間ありがとうございました。

ご協力ありがとうございました。

午後 3時17分閉会